

第 27 回 総 会

平成30年5月17日（木）午後2時～

ホテルラフレさいたま

全国自転車問題自治体連絡協議会

第 2 7 回総会および自転車問題解決促進大会次第

第 1 部 総 会（午後 2 時～午後 2 時 3 0 分）

- (1) 開 会
- (2) 会長挨拶
- (3) 開催市長挨拶
- (4) 役員紹介
- (5) 議長選出
- (6) 議 事
 - 認定第 1 号 平成 2 9 年度事業報告
 - 認定第 2 号 平成 2 9 年度歳入歳出決算
監査報告
 - 議案第 1 号 平成 3 0 年度事業計画（案）
 - 議案第 2 号 平成 3 0 年度歳入歳出予算（案）
 - 議案第 3 号 全国自転車施策推進自治体連絡協議会規約
（規約改正案）
 - 議案第 4 号 全国自転車施策推進自治体連絡協議会の功労者に
対する表彰要綱（一部改正案）
 - 議案第 5 号 全国自転車施策推進自治体連絡協議新役員（案）
- (7) 閉 会

第 2 部 自転車問題解決促進大会（午後 2 時 4 5 分～午後 3 時 4 5 分）

- (1) 開 会
- (2) 会長挨拶
- (3) 来賓祝辞
- (4) 来賓紹介
- (5) 役員紹介
- (6) 功労者の表彰
- (7) 意見発表
- (8) 大会決議
- (9) 閉会のことば
- (10) 閉 会

第 3 部 講演会（午後 4 時～午後 5 時 0 0 分）

講演会その 1

テーマ 「自転車活用推進法と自転車活用推進計画について」

講演者 国土交通省道路局参事官（自転車活用推進本部事務局次長）
大野 昌仁氏

講演会その 2

テーマ 「シェアサイクル“ハローサイクリング”について」

講演者 OpenStreet 株式会社 代表取締役社長 横井 晃氏

平成 30 年 5 月 1 日現在

全国自転車問題自治体連絡協議会

役員名簿

会 長	千代田区長	いし 石	かわ 川	まさ 雅	み 己
副会長	札幌市長	あき 秋	もと 元	かつ 克	ひろ 広
同	八王子市長	いし 石	もり 森	たか 孝	ゆき 志
同	静岡市長	た 田	なべ 辺	のぶ 信	ひろ 宏
同	姫路市長	いわ 石	み 見	とし 利	かつ 勝
同	徳島市長	えん 遠	どう 藤	あき 彰	よし 良
理 事	いわき市長	し 清	みず 水	とし 敏	お 男
同	宇都宮市長	さ 佐	とう 藤	えい 栄	いち 一
同	さいたま市長	し 清	みず 水	はや 勇	と 人
同	横浜市長	はやし 林		ふみ 文	こ 子
同	富山市長	もり 森		まさ 雅	し 志
同	岸和田市長	なが 永	の 野	こう 耕	へい 平
同	広島市長	まつ 松	い 井	かず 一	み 實
同	北九州市長	きた 北	はし 橋	けん 健	じ 治
監 事	武蔵野市長	まつ 松	した 下	れい 玲	こ 子
同	福岡市長	たか 高	しま 島	そういちろう 宗一郎	

認定第 1 号

平成 29 年度事業報告

1 第 26 回総会の開催

(1) 総 会

開催日時 平成 29 年 5 月 11 日 (木) 午後 2 時から午後 5 時 00 分

会 場 ロイヤルホールヨコハマ (横浜市)

概 要

第一部総会は、58 自治体 88 名に賛助会員を加えた計 164 名が参加して盛大に開催され、國藤邦弘議長（姫路市建設局道路管理部道路総務課長）の進行のもと、全ての議案が全会一致で承認、採択された。

(2) 自転車問題解決促進大会

第二部自転車問題解決促進大会は、石川会長挨拶、来賓祝辞、来賓紹介、役員紹介などが行われ、次に、功労者表彰者が以下のとおり発表された。

【功労者表彰者】

自治体特別表彰 八王子市 鎮野 芳光 氏

武蔵野市 近藤 隆行 氏

次いで意見発表として、横浜市道路局総務部交通安全・自転車政策課長 中山昭氏により自治体の取り組みが発表され、さらに徳島市市民環境部市民生活課長 幸田元宏氏により大会決議が行われ、盛会のうちに終了した。

(3) 講演会

第三部では、講師を招いて自転車にかかわる講演が行われた。

内容は以下のとおり

・「How to メッセンジャー」

有限会社クリオシティ 代表取締役 柳川 健一 氏

・「NCDのパーキングシステム事業について」

日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社 中根 純一・古高 誠司 氏

(4) グループ別研修会

総会終了後、任意参加によるグループ別研修会を開催し、賛助会員を含め多数の参加により、活発な情報交換が行われた。

(5) 施設見学会

総会の翌日の 5 月 12 日 (金) に、みなとみらい駅自転車駐車場、横浜市コミュニティサイクル「baybike」山下公園ポート等を見学した。

2 平成29年度役員会の開催

(1) 第一回役員会

開催日時 平成29年5月11日(木) 午後5時00分から
会 場 ロイヤルホールヨコハマ(横浜市)
案 件 ア 平成30年度全自連会費
イ 平成30年以降の役割分担
ウ 平成30年度功労者表彰実施計画
エ 平成30・31年度役員改選

(2) 第二回役員会

開催日時 平成29年11月1日(水) 午後1時00分から
会 場 ホテルニューイタヤ(宇都宮市)
案 件 ア 平成29年度事業報告、決算見込み
イ 平成30年度事業計画案、歳入歳出予算案
ウ 平成30・31年度役員改選案
エ 全自連規約一部改正案
オ その他

(3) 役員会PT会議

自転車活用推進法が施行され、自治体にも自転車の利活用を含めた新たな施策への取り組みが求められているため、役員会の中にPTを設置し、全自連が今後も発展していくための方策等について検討した。

PTメンバー 千代田区、八王子市、横浜市

開催日時と開催場所

第一回	平成29年7月12日(水)	千代田区
第二回	平成29年9月6日(水)	八王子市
第三回	平成29年10月20日(金)	横浜市
第四回	平成29年12月12日(火)	千代田区
第五回	平成30年2月5日(月)	八王子市

案 件 ア 全自連の活動内容を踏まえた名称変更
イ 役員選出の地区割り・ブロック割りの見直し
ウ 全自連規約の一部改正
エ 全自連の功労者に対する表彰要綱一部改正
オ その他

3 全日本研修会

開催日 平成29年11月1日(水)、2日(木)
担 当 宇都宮市
会 場 ホテルニューイタヤ(宇都宮市)

内 容

【講 演】

平成 29 年 11 月 1 日（水）午後 2 時 55 分から

講演 1 「自転車は未来を救う」

講師：古池 弘隆 宇都宮共和大学教授

講演 2 「自転車をもたらしてくれるもの」

講師：サイクルスポーツマネジメント株式会社 代表取締役社長 柿沼 章 氏

【事例発表】

平成 29 年 11 月 1 日（水）午後 4 時 40 分から

富山市 市民生活部生活安全交通課交通安全係 主査 杉山 裕 氏

【グループ別研修会】

平成 29 年 11 月 1 日（水）午後 6 時から

【施設見学】

平成 29 年 11 月 2 日（木）午前 9 時 00 分から

J R 宇都宮駅西口付近駐輪施設・宮サイクルステーション等の見学会が行われた。

4 要請行動

実施日と要請先

平成 29 年 8 月 15 日（火） 自転車活用推進本部（国土交通省道路局）、国土交通
省総合政策局、同省鉄道局、同省都市局、内閣府、
警察庁

平成 30 年 2 月 22 日（木） 自転車活用推進議員連盟

概 容 全国自転車問題自治体連絡協議会として、第 26 回自転車問題解決促
進大会において承認された決議文を携え、要請行動を行った。

認定第2号

平成29年度 歳入歳出決算

1 歳入歳出決算

(単位：円)

歳入合計(A)	歳出合計(B)	歳入歳出差引残額(C) ((A)-(B))	翌年度へ繰越(D) (= (C))
3,402,022	2,069,982	1,332,040	1,332,040

2 歳入の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比較増減	摘 要
会 費	2,050,000	2,050,000	0	会費@20,000×99=1,980,000 賛助会員@10,000×7=70,000
雑収入	1,000	5,523	4,523	書籍販売5,510 利息13
繰 越	1,346,000	1,346,499	499	平成28年度よりの繰越金
歳入合計	3,397,000	3,402,022	5,022	

3 歳出の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	残 額	摘 要
事 業 費	2,542,000	1,289,702	1,252,298	
大会費	1,000,000	899,217	100,783	・総会（横浜市）
行動費	180,000	113,400	66,600	・役員会経費他
研修費	1,000,000	11,176	988,824	・全日本研修会（宇都宮市）
ホームページ 運用経費	262,000	261,360	640	@23,760×1ヵ月、@21,600×11ヵ月
需用費	100,000	4,549	95,451	・功労者表彰用の賞状・額縁等
調査費	0	0	0	・今年度は非該当
事 務 費	710,000	673,150	36,850	
事務委託費	600,000	600,000	0	・事務局の事務委託
通信運搬費	70,000	48,960	21,040	・各種郵送料、振込手数料
交通費	40,000	24,190	15,810	・全日本研修会の事務局旅費（宇都宮市）
予 備 費	145,000	107,130	37,870	・自転車活用推進議員連盟懇親会費20,000円 ・NPO法人自転車活用推進研究会年会費10,000円 ・PT会議飲料費6,650 ・事務局引継打合せ交通費70,480
歳 出 合 計	3,397,000	2,069,982	1,327,018	

平成 29 年度 会 計 監 査 報 告

(自) 平成 29 年 4 月 1 日

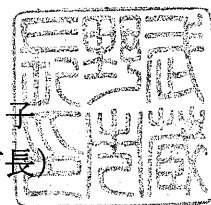
(至) 平成 30 年 3 月 31 日

歳 入 決 算 額	3, 4 0 2, 0 2 2 円
歳 出 決 算 額	2, 0 6 9, 9 8 2 円
繰 越 額	1, 3 3 2, 0 4 0 円

平成 29 年度歳入歳出決算を審査した結果、公正かつ妥当なものと認めます。

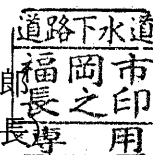
平成 30 年 4 月 24 日

監 事 松 下 玲 子
(武蔵野市長)



平成 30 年 4 月 11 日

監 事 高 島 宗一郎
(福岡市長)



議案第 1 号

平成 30 年度事業計画（案）

年 月 日	事 業 名	事 業 内 容
平成 30 年 5 月 17 日(木)	第 27 回総会	内 容:①総会 ②自転車問題解決促進大会 ③講演会 会 場:さいたま市
	第一回役員会 (理事会)	議 題:①平成 31 年度会費 ②平成 31 年度功労者表彰実施計画
平成 30 年 5 月 18 日(金)	施設見学会	内 容:大宮駅周辺の自転車施設等の見学
平成 30 年 11 月 1 日(木) ～2 日(金) (予定)	全日本研修会	内 容:講演、事例発表、施設見学他 会 場:富山市
	第二回役員会 (理事会)	1 議 題:①第 28 回総会実施要領 ②平成 30 年度事業報告および決算見込み ③平成 31 年度事業および予算
平成 30 年 5 月 18 日(金) (予定)	自転車活用推進 本部への要請行動	促進大会にて採択された大会決議の要請

※参考 平成 31 年度予定

平成 31 年 5 月(予定)	第 28 回総会	内 容:①総会 ②自転車施策推進促進大会 ③講演会 会 場:墨田区
--------------------	----------	--

議案第2号

平成30年度歳入歳出予算（案）

1 歳入の部

（単位：千円）

科 目	平成30年度	平成29年度	比較増減	摘 要（単位：円）
会 費	1,980	2,050	△ 70	会費@20,000×95=1,900,000 賛助会員@10,000×8= 80,000
雑収入	1	1	0	利息
繰 越	1,332	1,346	△ 14	前年度繰越金
歳入合計	3,313	3,397	△ 84	

2 歳出の部

（単位：千円）

科 目	平成30年度	平成29年度	比較増減	摘 要（単位：円）
事 業 費	2,144	2,542	△ 398	
大会費	1,000	1,000	0	総会費 1,000,000
行動費	180	180	0	役員会経費 150,000 要請行動費等 30,000
研修費	500	1,000	△ 500	全日本研修会 500,000
ホームページ 運用経費	264	262	2	コミュニティサイト廃止 75,600 委託費 @21,600×1ヵ月 @15,120×11ヵ月
需用費	200	100	100	各種資料印刷、消耗品、表彰副賞等
調査費	0	0	0	
事 務 費	780	710	70	
事務委託費	600	600	0	事務局事務の委託化（補助）
通信運搬費	80	70	10	会員宛通知郵送代、振込手数料等
交通費	100	40	60	事務局旅費等 1名分 （豊中-さいたま、豊中-富山）
予 備 費	389	145	244	
歳 出 合 計	3,313	3,397	△ 84	

議案第3号

全国自転車施策推進自治体連絡協議会規約（規約改正案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会の名称は、全国自転車施策推進自治体連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第2条 協議会は、総合交通体系における自転車の位置づけを明確にしながら、総合的かつ計画的な自転車施策を推進するという理念のもとに、会員相互の連携を深め、自転車等の安全利用の促進、駅周辺等の放置自転車問題の解決及び自転車の活用推進を図り、住民生活の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、自転車施策に関する次に掲げる事業を行う。

- （1）自転車の利活用にかかる諸施策の調査、研究及び提言
- （2）政府、国会及び関係機関への請願、陳情または要請
- （3）自転車施策に係る講演、研修
- （4）自治体相互及び関係機関との情報交換
- （5）その他目的を達成するために必要な事項

（会員）

第4条 協議会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員及び賛助会員は、第2条の目的に賛同する次の各号に掲げる者により構成する。

- （1）正会員 普通地方公共団体及び特別地方公共団体
- （2）賛助会員 前号に掲げる団体以外の者で、協議会の事業に協力する者

3 協議会は、別に定めるところにより、全国をブロックに分け、各ブロックを地区に分け、正会員をその所在地に応じて各ブロック及び各地区に位置付ける。

第2章 機関

（総会）

第5条 協議会の総会は、正会員の全員をもって構成する。

2 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- （1）規約の改正に関すること
- （2）役員の選任に関すること
- （3）事業報告及び事業計画に関すること
- （4）予算及び決算に関すること
- （5）その他、理事会において必要と認められた、協議会に関する重要な事項

3 会長（次条第1項第1号に定める者をいう。以下同じ。）は、毎年1回定時総会を招集する。

4 会長は、必要と認められる場合は、臨時総会を開催することができる。

5 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 監事

2 役員は、正会員たる団体の長をもって充てる。

(会長)

第7条 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

2 会長は、総会において1名を選任する。

(副会長)

第8条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する順位により会長の職務を代行する。

2 副会長は、各ブロックにつき1名又は2名を、総会において選任する。ただし、会長の属するブロックについては、副会長を置かないことができる。

(理事)

第9条 理事は、第11条により会長及び副会長とともに理事会を構成し、必要な事項を審議する。

2 理事は、各地区（会長及び副会長の属する地区を除く。）ごとに1名を総会において選任する。

(監事)

第10条 監事は協議会の会計を監査する。

2 監事は、会長、副会長及び理事の属する団体以外の正会員から2名を総会において選出する。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事で構成する。

2 会長は、必要に応じて理事会を開催し、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき議案
- (2) 総会より委任された事項
- (3) 顧問及び相談役の設置の承認に関する事項
- (4) その他、協議会の運営に関する重要な事項

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

4 理事会において、会長、副会長及び理事は、各1票の議決権を有し、監事は、議決権を有しない。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任をさまたげない。

2 役員の辞退等により欠員が生じたときは、補選することができる。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第13条 会長は、理事会の承認を得て、協議会に顧問又は相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
(事務局)

第14条 協議会は、事務局を会長の属する団体に置き、必要な職員を配置する。

2 前項の職員は、会長の属する団体の職員をもって充てる。

3 協議会は、必要に応じて従たる事務局を会長の属する団体以外の団体に置くことができる。当該従たる事務局の職員は、当該団体の職員をもって充てる。

(会議)

第15条 総会及び理事会（以下「会議」という。）の議長は、会長又は会長が指名する者が務める。

2 会議は、議決権を有する者の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。この場合、次項の規定により委任した者は出席したものとみなす。

3 会議に欠席（団体の長に代わって当該団体の他の職員が出席する場合を除く。）する者は、その議決権の行使を他の者に委任することができる。この場合、委任を受けた者は、代理権を証する委任状を会長に提出しなければならない。

4 会議の議事は、出席者（前項の規定により委任した者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章 補則

(会計)

第16条 正会員及び賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費の額及び納入期限は、理事会において決定する。

3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(付 則)

この規約は、平成4年2月13日から施行する。

(付 則)

この規約は、平成5年5月24日から施行する。

(付 則)

この規約は、平成8年5月23日から施行する。

(付 則)

この規約は、平成11年5月20日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年5月17日から施行する。

全自連規約新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
全国自転車<u>施策推進</u>自治体連絡協議会規約 <u>第 1 章 総則</u> （名称） 第<u>1</u>条 本会の名称は、全国自転車<u>施策推進</u>自治体連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。 （目的） 第<u>2</u>条 協議会は、総合交通体系における自転車の位置づけを明確にしながら、総合的かつ計画的な自転車<u>施策</u>を推進するという理念のもとに、会員相互の連携を深め、自転車等の安全利用の促進、駅周辺等の放置自転車問題の解決<u>及び自転車の活用推進</u>を図り、住民生活の向上に寄与することを目的とする。 （事業） 第<u>3</u>条 協議会は、前条の目的を達成するために、<u>自転車施策</u>に関する次に掲げる事業を行う。 <u>（1）</u> 自転車<u>の利活用</u>にかかる諸施策の調査、研究及び提言 <u>（2）</u> 政府、国会及び関係機関への請願、陳情または要請 <u>（3）</u> 自転車<u>施策</u>に係る講演、研修 <u>（4）</u> 自治体相互及び関係機関との情報交換 <u>（5）</u> その他目的を達成するために必要な事項 <u>（会員）</u> 第<u>4</u>条 協議会<u>の会員</u>は、正会員及び賛助会員とする。 <u>2 正会員及び賛助会員は、第 2 条の目的に賛同する次の各号に掲げる者により構成する。</u> <u>（1）</u> 正会員 普通地方公共団体及び特別地方公共団体 <u>（2）</u> 賛助会員 前号に掲げる団体以外の者で、協議会の事業に協力する者 <u>3 協議会は、別に定めるところにより、全国をブロックに分け、各ブロックを地区に分け、正会員をその所在地に応じて各ブロック及び各地区に位置付ける。</u> <u>（旧第三項は削除）</u>	全国自転車<u>問題</u>自治体連絡協議会規約 （名 称） 第<u>一</u>条 本会の名称は、全国自転車<u>問題</u>自治体連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。 （目 的） 第<u>二</u>条 協議会は、総合交通体系における自転車の位置づけを明確にしながら、総合的かつ計画的な自転車<u>対策</u>を推進するという理念のもとに、会員相互の連携を深め、自転車等の安全利用の促進、駅周辺等の放置自転車問題の解決を図り、住民生活の向上に寄与することを目的とする。 （事 業） 第<u>三</u>条 協議会は、前条の目的を達成するために、<u>自転車問題</u>に関する次に掲げる事業を行う。 <u>1</u> 自転車利用にかかる諸施策の調査、研究及び提言 <u>2</u> 政府、国会及び関係機関への請願、陳情または要請 <u>3</u> 自転車<u>問題</u>に係る講演、研修 <u>4</u> 自治体相互及び関係機関との情報交換 <u>5</u> その他目的を達成するために必要な事項 <u>（組 織）</u> 第<u>四</u>条 協議会は、<u>第二条の目的に賛同する正会員及び賛助会員により組織し、次に掲げるものをもって会員</u>とする。 <u>1 正会員・・・普通地方公共団体及び特別地方公共団体</u> <u>2 賛助会員・・・前号に掲げる団体以外の者で、協議会の事業に協力する者</u> <u>二 協議会は、会員相互の連絡継走を密にするため、地区割りを別に定める。</u> <u>三 協議会は、会員以外の者で、協議会の事業に協力する国及び都道府県を協力団体とすることができる。</u>

第2章 機関

(総会)

第5条 協議会の総会は、正会員の全員をもって構成する。

2 総会は、次に掲げる事項を決議する。

(1) 規約の改正に関すること

(2) 役員の選任に関すること

(3) 事業報告及び事業計画に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) その他、理事会において必要と認められた、協議会に関する重要な事項

3 会長（次条第1項第1号に定める者をいう。以下同じ。）は、毎年1回定時総会を招集する。

4 会長は、必要と認められる場合は、臨時総会を開催することができる。

5 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べる
ことができる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 理事

(4) 監事

2 役員は、正会員たる団体の長をもって充てる。

(会長)

第7条 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

2 会長は、総会において1名を選任する。

(副会長)

第8条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する順位により会長の職務を代行する。

2 副会長は、各ブロックにつき1名又は2名を、総会において選任する。ただし、会長の属するブロックについては、副会長を置かないことができる。

(理事)

第9条 理事は、第11条により会長及び副会長とともに理事会を構成し、必要な事項を審議する。

2 理事は、各地区（会長及び副会長の属する地区を除く。）ごとに1名を総会において選任する。

(総会)

第十三条 会長は、毎年一回総会を開催し、次に掲げる事項を決議する。

1 規約の改正に関すること

2 役員の選任に関すること

3 事業報告及び事業計画に関すること

4 予算及び決算に関すること

5 その他、役員会において必要と認められた、協議会に関する重要な事項

二 会長は、必要と認められる場合は、臨時総会を開催することができる。

(役員)

第五条 協議会に次の役員を置く。

1 会長 一名

2 副会長 若干名

3 理事 二十名以内（会長、副会長を含む。）

4 監事 二名

二 役員は、協議会を組織する地方公共団体の長をもって充てる。

(会長)

第六条 会長は会務を総括し、協議会を代表する。

二 会長は副会長の中から互選する。

(副会長)

第七条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する順位により会長の職務を代行する。

二 副会長は、理事の中から互選する。

(理事)

第八条 理事は、理事会を構成し、必要な事項を審議する。

二 理事は、各地区毎に一名選出する。

(監事)

第10条 監事は協議会の会計を監査する。

2 監事は、会長、副会長及び理事の属する団体以外の正会員から2名を総会において選出する。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事で構成する。

2 会長は、必要に応じて理事会を開催し、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 総会に付議すべき議案

(2) 総会より委任された事項

(3) 顧問及び相談役の設置の承認に関する事項

(4) その他、協議会の運営に関する重要な事項

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

4 理事会において、会長、副会長及び理事は、各1票の議決権を有し、監事は、議決権を有しない。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任をさまたげない。

2 役員の辞退等により欠員が生じたときは、補選することができる。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第13条 会長は、理事会の承認を得て、協議会に顧問又は相談役を置くことができる。

(旧第二項は削除)

2 顧問及び相談役は、総会及び理事会に出席して意見を述べるができる。

(事務局)

第14条 協議会は、事務局を会長の属する団体に置き、必要な職員を配置する。

2 前項の職員は、会長の属する団体の職員をもって充てる。

3 協議会は、必要に応じて従たる事務局を会長の属する団体以外の団体に置くことができる。当該従たる事務局の職員は、当該団体の職員をもって充てる。

(旧第二項以降は削除)

(監 事)

第9条 監事は協議会の会計を監査する。

二 監事は、会長、副会長、理事以外の会員から理事会において選出する。

(役員会)

第14条 会長は、必要に応じて役員会を開催し、次に掲げる事項を審議し議決する。

1 総会に付すべき事項

2 総会より委任された事項

3 その他、協議会の運営に関する重要な事項

二 役員会には、理事で構成する理事会を置き、次に掲げる事項を審議する。

1 会長、副会長並びに監事の選出に関する事項

2 顧問及び相談役の承認に関する事項

(役員の任期)

第10条 役員の任期は二年とし、再任をさまたげない。

二 役員の辞退等により欠員が生じたときは、補選することができる。ただし、補選された者の任期は、前任者の残存期間とする。

(顧問及び相談役)

第11条 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

二 会長は、理事会の承認を得て顧問又は相談役を委嘱する。

三 顧問及び相談役は、協議会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第12条 協議会は、主たる事務局を会長の属する団体内に、従たる事務局を理事の属する団体内に置き、必要な職員を配置する。

二 主たる事務局には次の職員を置き、会長が任命する。

(1) 事務局長 一名

(2) 事務局参与 若干名

(3) 事務局特命参与 若干名

(会議)

第15条 総会及び理事会（以下「会議」という。）の議長は、会長又は会長が指名する者が務める。

2 会議は、議決権を有する者の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。この場合、次項の規定により委任した者は出席したものとする。

3 会議に欠席（団体の長に代わって当該団体の他の職員が出席する場合を除く。）する者は、その議決権の行使を他の者に委任することができる。この場合、委任を受けた者は、代理権を証する委任状を会長に提出しなければならない。

4 会議の議事は、出席者（前項の規定により委任した者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章 補則

(会計)

第16条 正会員及び賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費の額及び納入期限は、理事会において決定する。

3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(付 則)

この規約は、平成4年2月13日から施行する。

(付 則)

この規約は、平成5年5月24日から施行する。

(4)事務長 一 名

三 従たる事務局には次の職員を置き、各理事が任命する。

(1)事務局参与 若干名

四 事務局長は、会長の命を受けて協議会の運営を総括し、会計を管理する。

五 事務局参与は、事務局長の命を受けて事務局の事務を管理する。

六 事務局特命参与は、事務局長を補佐し、助言する。

七 事務長は、事務局長の命を受けて事務局の事務を処理する。

(会 議)

第15条 総会及び役員会（以下「会議」という。）の議長は会長もしくは会長が指名する者をもって充てる。

二 会議は、会議を構成する者の二分の一以上の出席がなければ開催することができない。この場合、次項の規定により委任した者は出席したものとする。

三 会議に欠席する者は、その代表権の行使を会議に出席する他の者に委任することができる。この場合、委任を受けた者は、代理権を証する委任状を会長に提出しなければならない。

四 会議の議事は、出席者（前項の規定により委任した者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会 計)

第16条 正会員及び賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

二 会費の額及び納入期限は、理事会において決定する。

三 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月三十一日に終わる。

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(付 則)

この規約は、平成4年2月十三日から施行する。

(付 則)

この規約は、平成5年5月二十四日から施行する。

(付 則)

(付 則) この規約は、平成<u>8</u>年<u>5</u>月<u>23</u>日から施行する。 (付 則) この規約は、平成<u>11</u>年<u>5</u>月<u>20</u>日から施行する。 <u>付 則</u> <u>この規約は、平成30年 5 月17日から施行する。</u>	この規約は、平成<u>8</u>年<u>5</u>月<u>23</u>日から施行する。 (付 則) この規約は、平成<u>11</u>年<u>5</u>月<u>20</u>日から施行する。
---	--

【主な改正点】

- * 全体の構成として、総則、機関、補則の3つの章に分類し、規定の順番を整理した。また、表記について一般的な法令・例規に準じた表記方法に修正した。
- * 旧第四条に規定があった国・都道府県の協力団体については実効性がないので削除した。
- * 「役員会」という言葉は曖昧なため、社団法人法などで使われている「理事会」という表現に統一した。当面は「役員会（理事会）」というような呼称を使う。
- * 会長、副会長、理事、監事の選出は総会での議決事項（理事会で決めるのはあくまでも候補）なので、理事を選び、理事から互選で副会長を選び、副会長から互選で会長を選ぶという現行の規定はおかしいとの指摘があり、規定を大幅に見直した。
- * 上記のとおり理事会での決定事項のうち、旧第十四条第二項第1号に規定していた「会長、副会長並びに監事の選出に関する事項」は、同条第一項第1号の「総会に付すべき事項」に含まれるので削除した。
- * 事務局に関する規定は、他の規定との全体のバランスからみて細かすぎるので、大幅に削除した。なお、新第14条では、将来的に他団体に事務局機能の一部を委託することも考慮し、従たる事務局を置くことができる規定に修正した。
- * 顧問及び相談役の規定（新第13条）も、旧第十一条第二項の「理事会の承認を得て委嘱する」という規定は細かすぎるので、削除した。

議案第4号

全国自転車施策推進自治体連絡協議会の功労者に対する表彰要綱（一部改正案）

（目的）

第1条 この要綱は、自転車施策の推進並びに全国自転車施策推進自治体連絡協議会（以下「全自連」という。）の運営等に多大な貢献をし、公益に功労があった会員自治体に属する個人または会員自治体を表彰することにより、その功績を讃えることを目的とする。

（表彰状等および副賞の授与）

第2条 功労顕著な事績を有し、他の模範とすべきものに、表彰状または感謝状（以下「表彰状等」という。）を授与する。

2 前項に定める表彰状等のほか、被表彰者には、副賞として記念品等を贈呈することができる。

（授与基準）

第3条 表彰状等の授与基準は、つぎのとおりとする。

- （1） 現在、会員自治体に属しており、自転車施策の推進に大きく貢献し、各会員自治体から推薦を受けたもの
- （2） かつて、会員自治体に属しており、自転車施策の推進に大きく貢献し、各会員自治体から推薦を受けたもの
- （3） 会員自治体において、とくに全自連の運営等に大きく貢献し、各会員自治体から推薦を受けたもの

（推薦）

第4条 毎年の公募により、各会員自治体が理由を付して推薦する。

（被表彰者の選定）

第5条 被表彰者の選定は、推薦を受けたものの中から、全自連の理事会において行う。

（表彰時期）

第6条 毎年1回、全自連の総会において表彰する。

（表彰の事務）

第7条 表彰の事務に関する事務は、全自連事務局が所管する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（付則）

この要綱は、平成12年5月18日から施行する。

（付則）

この要綱は、平成16年5月13日から施行する。

（付則）

この要綱は、平成30年5月17日から施行する。

全国自転車施策推進自治体連絡協議会の功労者に対する表彰要綱新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
全国自転車<u>施策推進</u>自治体連絡協議会の功労者に対する表彰要綱 （目的） 第1条 この要綱は、<u>自転車施策の推進並びに全国自転車施策推進自治体連絡協議会（以下「全自連」という。）の運営等に多大な貢献をし、公益に功労があった会員自治体に属する個人または会員自治体を表彰することにより、その功績を讃えることを目的とする。</u> （表彰状等および副賞の授与） 第2条 功労顕著な事績を有し、他の模範とすべきものに、表彰状または感謝状（以下「表彰状等」という。）を授与する。 2 前項に定める表彰状等のほか、被表彰者には、副賞として記念品等を贈呈することができる。 （授与基準） 第3条 表彰状等の授与基準は、つぎのとおりとする。 （1） 現在、会員自治体に属しており、<u>自転車施策の推進に大きく貢献し、各会員自治体から推薦を受けたもの</u> （2） かつて、会員自治体に属しており、<u>自転車施策の推進に大きく貢献し、各会員自治体から推薦を受けたもの</u> （3） <u>会員自治体において、とくに全自連の運営等に大きく貢献し、各会員自治体から推薦を受けたもの</u> （推薦） 第4条 毎年の公募により、各<u>会員自治体</u>が理由を付して推薦する。 （被表彰者の選定） 第5条 被表彰者の選定は、推薦を受けたものの中から、<u>全自連の理事会</u>において行う。 （表彰時期） 第6条 毎年1回、全自連の総会において表彰する。	全国自転車<u>問題</u>自治体連絡協議会の功労者に対する表彰要綱 （目的） 第1条 この要綱は、<u>自転車問題の解決の推進に多大な貢献をし、公益に功労があった会員自治体に属するもの</u>を表彰することにより、その功績を讃えることを目的とする。 （表彰状等および副賞の授与） 第2条 功労顕著な事績を有し、他の模範とすべきものに、表彰状または感謝状（以下「表彰状等」という。）を授与する。 2 前項に定める表彰状等のほか、被表彰者には、副賞として記念品を贈呈することができる。 （授与基準） 第3条 表彰状等の授与基準は、つぎのとおりとする。 （1） 現在、会員自治体に属するもので、<u>自転車問題対策に大きく貢献し、各地区から推薦を受けたもの</u> （2） かつて、会員自治体に属するものであり、<u>自転車問題対策に大きく貢献し、各地区から推薦を受けたもの</u> （推薦） 第4条 毎年の公募により、各<u>地区内</u>の自治体が理由を付して推薦する。 （被表彰者の選定） 第5条 被表彰者の選定は、推薦を受けたものの中から、<u>全国自転車問題自治体連絡協議会（以下「全自連」という。）の役員会</u>において行う。 （表彰時期） 第6条 毎年1回、全自連の総会において表彰する。

(表彰の事務) 第7条 表彰の事務に関する事務は、全自連事務局が所管する。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 (付則) この要綱は、平成12年5月18日から施行する。 (付則) この要綱は、平成16年5月13日から施行する。 (付則) <u>この要綱は、平成30年5月17日から施行する。</u>	(表彰の事務) 第7条 表彰の事務に関する事務は、全自連事務局が所管する。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 (付則) この要綱は、平成12年5月18日から施行する。 (付則) この要綱は、平成16年5月13日から施行する。
---	---

【主な改正点】

- * 全体の表記を規約の改正に合わせた表記に修正した。
- * 実施計画にはあるのに表彰要綱には記載のなかった、協議会運営への貢献に対する表彰規定を追加した。
- * これまで曖昧だった表彰の対象について、個人だけでなく会員自治体も表彰できることを明記した。

議案第 5 号

全国自転車施策推進自治体連絡協議会

新 役 員 （案）

会 長	豊中市長	おさ 長	ない 内	しげ 繁	き 樹
副会長	秋田市長	ほ 穂	づみ 積		もとむ 志
同	立川市長	し 清	みず 水	しょう 庄	へい 平
同	相模原市長	か 加	やま 山	とし 俊	お 夫
同	静岡市長	た 田	なべ 辺	のぶ 信	ひろ 宏
同	熊本市長	おお 大	にし 西	かず 一	ふみ 史
理 事	川越市長	かわ 川	い 合	よし 善	あき 明
同	文京区長	なり 成	さわ 澤	ひろ 廣	のぶ 修
同	高岡市長	たか 高	はし 橋	まさ 正	き 樹
同	明石市長	いずみ 泉		ふさ 房	ほ 穂
同	倉敷市長	い 伊	とう 東	か 香	おり 織
同	高知市長	おか 岡	ざき 崎	せい 誠	や 也
監 事	札幌市長	あき 秋	もと 元	かつ 克	ひろ 広
同	千代田区長	いし 石	かわ 川	まさ 雅	み 己

平成 30 年度全国自転車施策推進自治体連絡協議会功労者表彰

1 全自連表彰

該当者なし

2 自治体特別表彰

No.	自治体名	氏名
1	八王子市	渡辺 富士夫
2	八王子市	山井 邦昭
3	富山市	杉山 裕
4	岡山市	後藤 浩志

3 全自連役員表彰

該当者なし

第 27 回 自転車問題解決促進大会 大会決議

「全国自転車施策推進自治体連絡協議会」は、駅周辺における放置自転車問題の解決に向け、平成4年に「全国自転車問題自治体連絡協議会」として発足した。その後、四半世紀にわたり、会員自治体をはじめとする各市区町村の懸命な取り組みの結果、全国の駅周辺における自転車放置台数は大幅に減少した。

しかしながら、相変わらず駅周辺における放置自転車に対する近隣住民等からの苦情や、放置自転車対策への要望は絶えず、各市区町村は引き続き、駅周辺を重点とした放置自転車対策に積極的に取り組む必要がある。また、近年では鉄道駅周辺だけでなく、中心市街地等での通勤や買い物などによる放置自転車が目立ってきており、新たな対策も必要となってきた。

一方で、健康や環境意識の高まりを背景にした自転車の利活用が注目されているなか、昨年5月には自転車の活用を総合的かつ計画的に推進していくため、「自転車活用推進法」が施行された。今後は、単に自転車問題の解決を図るだけでなく、自転車に関する諸課題を解決しながら、新たな自転車の利活用に向けた取り組みを展開していくことが求められる。

よって、このたび会の名称も「全国自転車施策推進自治体連絡協議会」と改め、全国の会員が自転車施策を推進する市区町村の核となり、自治体としての責務を再認識しながら、新たな自転車施策の推進に寄与していくものである。

この決意のもと、「21世紀の交通の主役」たる自転車に関する諸課題の解決と、更なる利活用を図るため、全国の会員が一致団結し、関係各位に下記の事項を要望する。

記

- 1 駅周辺における放置自転車台数は全体としては減少したが、地域によっては鉄道駅周辺の放置自転車は相変わらず劣悪な状況にあり、歩行者の通行の妨げになっているほか、駅周辺の環境悪化の要因となっている。しかしながら、駅周辺に自転車駐車場用地を確保することは困難であり、市区町村の財政負担も過大となっている。

各鉄道事業者においては、鉄道利用者の利便性を図るためにも、自ら自転車駐車場を整備・運営するほか、自転車駐車場の用地を市区町村へ無償提供するなど、自転車駐車対策をより一層積極的に推進すること。また、各市区町村が行う放置自転車対策に対して、積極的に連携、協力すること。

国においては、未だに放置自転車対策に苦慮している鉄道駅に対し、自転車駐車場の付置を義務付けるよう関係法令の改正を行うとともに、鉄道事業者自らが自転車駐車場設置を推進するための支援・助成措置を講じること。

国及び都道府県の道路管理者においては、自らが管理する道路上の放置自転車対策は自らの責任で行うべきことを再認識し、自らも自転車駐車場を整備するとともに、市区町村と連携、協力して、放置自転車等の撤去など放置自転車対策に積極的に取り組むこと。

交通管理者においては、駅周辺における違法駐車の取り締まりを強化するとともに、特に「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」の対象とならない50ccを超える原動機付自転車や自動二輪車については、

歩道上も含めて警告や取締りを強化すること。

- 2 自転車活用推進法の趣旨を実現するためには、自転車専用道路・自転車走行レーンの整備やナビラインの設置など、自転車走行環境を向上させるとともに、駅周辺だけでなく、中心市街地など中間点にあたる路上などにも小規模な自転車駐車を整備していく必要がある。また、新たな自転車活用策として、シェアサイクルの普及・啓発等にも取り組む必要があり、環境配慮の面からは撤去自転車の再利用を一層促進する必要もある。

国においては、自転車対策の最前線を担っている市区町村の意向を尊重して、市区町村が行う自転車走行環境の整備やシェアサイクルの普及・啓発等に対する支援・助成措置を大幅に拡充・拡大すること。また、自転車の再活用を促進し保管の負担を軽減するため、遺失物の例に倣い関係法令を改正し、公示の日から所有権移転までの期間を6か月から3か月に短縮すること。

国及び都道府県の道路管理者および交通管理者においては、自らが管理する道路について、市区町村の模範となるよう、自転車走行環境の整備を積極的に推進すること。

- 3 自転車は他の交通機関に比べ、環境にやさしく健康的であるほか、災害時に強い移動手段としても見直されている。自転車の利活用を推進し、適正な利用を住民レベルで定着させるためには、自転車走行環境の整備に加え、すべての道路利用者の順法意識やマナーの向上が不可欠である。また、全国的には、自転車事故による高額賠償事例等が発生し社会問題となっている。こうした状況は、全国共通したものであり、一地方公共団体による条例整備等で解決するものではない。

国においては、自転車の安全な利用の促進を図るため、自転車損害賠償保険等への加入義務化並びに児童又は幼児のヘルメット着用の義務化について、強制力を担保した法整備を早急に実施されたい。

国及び都道府県は市区町村と連携して、近年、社会問題となりつつある自転車と歩行者の事故を未然に防ぐため、自転車利用者に交通安全に係る教育及び啓発を積極的に行うこと。

交通管理者は、自転車関連交通法規の分かりやすい啓発を行うほか、車道での自転車と自動車等の安全な共存を図るため、取り締まりの向上を含めたドライバー教育の徹底など、全国民に対する交通安全教育の充実を図ること。併せて、全ての自転車の歩道走行を誘導しかねない自転車の歩道通行の例外規定を、自転車走行環境の整備と合わせて抜本的に見直すこと。

以上決議する。

平成30年5月17日

全国自転車施策推進自治体連絡協議会

会 員 名 簿

平成30年5月17日現在

(会員数 115団体)

地 区	都道府県	会 員 自 治 体 名
北 海 道 ・ 東 北 ・ 北 関 東	北 海 道 岩 手 県 宮 城 県 秋 田 県 福 島 県 茨 城 県 栃 木 県	札幌市 盛岡市 仙台市 秋田市 福島市 郡山市 いわき市 水戸市 土浦市 宇都宮市
埼 玉	埼 玉 県	さいたま市 川越市 熊谷市 川口市 上尾市 越谷市 蕨市
東京特別区	東 京	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区
東 京 多 摩	東 京	八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 昭島市 調布市 小金井市 東村山市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 西東京市
神 奈 川	神 奈 川 県	横浜市 川崎市 藤沢市 小田原市 相模原市 海老名市
北 陸	新 潟 県 富 山 県	新潟市 富山市 高岡市
東 海 中 部	長 野 県 岐 阜 県 静 岡 県 愛 知 県 三 重 県	長野市 岐阜市 大垣市 静岡市 浜松市 三島市 名古屋市 津市

地 区	都道府県	会 員 自 治 体 名
近 畿	京 都 府 奈 良 県 和 歌 山 県	京都市 奈良市 和歌山市
大 阪	大 阪 府	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 松原市 東大阪市 大阪狭山市 門真市
兵 庫	兵 庫 県	神戸市 姫路市 明石市 西宮市 芦屋市 宝塚市
中 国	島 根 県 岡 山 県 広 島 県	松江市 岡山市 倉敷市 広島市 福山市
四 国	徳 島 県 香 川 県 愛 媛 県 高 知 県	徳島市 高松市 松山市 高知市
九 州	福 岡 県 佐 賀 県 熊 本 県 宮 崎 県 鹿 児 島 県	北九州市 福岡市 久留米市 佐賀市 熊本市 宮崎市 鹿児島市 南さつま市

正会員（107） ※網掛けは休会（12） 休会を除いた正会員（95）

賛助会員	一般財団法人 日本自転車普及協会 一般財団法人 自転車産業振興協会 一般社団法人 自転車駐車場工業会 公益財団法人 自転車駐車場整備センター 特定非営利活動法人 自転車活用推進研究会 公益財団法人 練馬区環境まちづくり公社 一般社団法人 自転車安全対策協議会 一般社団法人 日本シェアサイクル協会
------	---

賛助会員（8）